2019 年度中小企業・地域活性化施策に関する意見・要望

2018年7月19日日本商工会議所

基本的な考え方

<総論>

■ わが国経済は、個人消費の動きが未だ力強さを欠くものの、世界経済の改善を受けて生産やインバウンドを含めた観光需要が底堅く推移するなど、総じて緩やかな回復基調が続いている。これを持続的な成長軌道に乗せるには、未だ1%程度に留まる潜在成長率の引上げと、アベノミクス効果を全国津々浦々の中小企業・小規模事業者に浸透させ活力強化を図る必要がある。そのためには、未来投資戦略の着実な実施による「生産性向上」などサプライサイド政策の遂行を迅速かつ強力に推し進めるとともに、「地方創生」の取組みを一層加速・下支えしていくことが不可欠と考える。これにより、持続可能な経済社会システムの構築を実現すべきである。

<中小企業・小規模事業者の活力強化>

- わが国の全体的な景況感が緩やかに回復する一方で、大企業と中小企業との格差は拡大傾向にある¹。加えて中小企業は、労働力人口の減少や就職・転職希望者が相対的に規模の大きい企業や地域外の企業等へ流出してしまうなど、深刻な人手不足に直面しており²、こうした事態が成長の大きな阻害要因となっている。
- アベノミクス効果を全国津々浦々に浸透させるには、雇用面等でわが国財政や地域経済に大きく貢献している「中小企業・小規模事業者の成長と発展」を後押しすることによって持続的な成長基盤を構築し、日本経済全体の生産性を底上げしていくことが不可欠である。特に小規模事業者は、わが国の産業の"苗床"であり、重要部品の供給などサプライチェーンの重要な担い手でもある。また、地域においては雇用を支え、新たな需要の掘り起しを行うなど、地域社会のサステナビリティ(持続可能性)や富を生み出す源泉として重要な存在である。一方で、経営者の高齢化が進んでおり、今後10年間で経営者の平均引退年齢である70歳超が245万人規模に達し、その半数程度で後継者が未定とされている。現状を放置すると廃業の急増により、2025年ごろまでの10年間累計で650万人の雇用と22兆円のGDPが失われる可能性が指摘されている。
- こうした状況に対応するには、経営者自身のリスクテイクによる積極的な生産性向上に取組む自助努力を前提にしつつも、中小企業・小規模事業者の新事業展開等に向けた販路開拓や設備投資等への取組みを後押しする支援策の拡充が求められる。さらには、中小企業・小規模事業者の創業から経営発達・経営改善、事業承継・再生まで事業(経営)の発展段階に応じて支える地域の「商工会議所の支援体制」を質量両面で抜本的に充実強化・高度化させ、支援の取組みを加速する必要がある。
- 加えて、IT・IoTの駆使やロボット・RPA・AI(人工知能)の導入・活用等に果敢に取組み、「省

^{1)「}売上高経常利益率」(アベノミクス前 2012.10-12 期→最新 2017.10-12 期):大企業 5.0%→8.0% (3.0 ポイント増) ↔中小企業: 3.1%→4.2% (1.1 ポイント増) / 「労働分配率」(2017.10-12 期):大企業 44.3% ↔中小企業 73.9% 【出典:財務省『法人企業統計調査』 (2017 年 10-12 月期) 】

²⁾「人手不足企業の割合」:2015 年度 50.3%→2016 年度 55.6%→2017 年度 60.6%→2018 年度 65.0%【出典:日商『人手不足等への対応に関する調査』(2018 年6月) / 日商『商工会議所LOBO(早期景気観測)』(2017 年7月)】

^{3)「}中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢」: 70歳以上 法人93万人+個人事業者152万人=245万人。このうち約半数の127万(日本企業全体の約3割)が後継者未定【出典: 中小企業庁資料(2016年度帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工、2016年度総務省「個人企業経済調査」、2016年度帝国データバンクの企業概要ファイルから推計)】

力化・効率化」を図るとともに、FinTech 社会への対応促進や中小企業の取引適正化、働き方改革への対応等により「生産性向上」を推進する必要がある。製造業(ものづくり)の生産性向上はもとより、諸外国に比べ生産性が劣後していると言われているサービス業については、地域に数多く存在している中小サービス事業者の生産性向上に向けた取組みをより一層強化すべきである。今後の地域経済の盛衰、地方創生の実現は、こうした中小企業・小規模事業者政策の成否にかかっている。

<地方創生を実現するための地域潜在力の強化>

- 他方、地方において事業者数の減少や人口流出に歯止めが掛からない中、「地域潜在力の強化」に向けては、地域経済の中核となる中堅・中小企業の魅力を内外へ発信することで若者やOB人材等の地方でのUIJターン・定住を促すとともに、地域に仕事と雇用の担い手を増やす創業の促進と円滑な事業承継への対応を強化することが求められる。さらには、インバウンド・海外市場を含めた需要の拡大、観光の地域分散・ワイド化、"Made in Japan"製品や食料品の輸出促進等により、「地方創生」の取組みを強力に深化させていく必要がある。また、来年に控えたラグビーワールドカップや 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応に加え、2025 年大阪・関西万博の誘致・開催に向けた活動を活発化する必要がある。こうした国際的なイベントは、開催地だけではなく、わが国全体で取組み、その効果を全国各地で享受し、地域活性化に繋げていくことが極めて重要である。
- 地域が元気であることは、個々人の幸福度の向上や企業活動の活発化にも繋がっていく。政府は、中小企業・小規模事業者の成長と地域社会との共生を基軸に、「地方創生」を持続可能で強靭な経済社会を形づくるうえでの推進力と位置づけて、豊かさを実感できる社会の構築を目指していくべきである。引き続き、SDGs(持続可能な開発目標)の理念を体現する商工会議所においても、地域の中小企業・小規模事業者の取組みをリードしていく所存である。

<消費税率 10%引上げと軽減税率導入に向けた対応>

■ 2019 年 10 月の消費税率引上げに向けて、社会保障財源として税率を引上げることの国民への理解を促進するとともに、政府による価格転嫁対策を強力に推進すべきである。需要変動の平準化対策を検討する際には、中小企業が円滑に価格転嫁できる環境整備が大前提であり、そのうえで耐久消費財を中心とした消費喚起策とあわせて、地域活性化や中小企業の経営力強化への支援を強化すべきである。また、軽減税率制度の導入まで残り1年3ヵ月弱となる中、中小企業・小規模事業者への支援に万全を期す必要がある。

<震災復興、福島再生への支援継続、大規模災害からの復旧・復興>

■ 引き続き、「東日本大震災からの本格復興」と「福島再生への支援継続」、「熊本地震からの復旧・復興」に向けた支援が望まれる。特に復興五輪として開催される東京 2020 大会は、東北の復興を世界にアピールする絶好の機会でもあり、開催までに被災地に必要なインフラ整備を完了させる必要がある。また、平成 30 年7月豪雨等の大規模災害については、ライフラインの確保や安定化をはじめ、早急な復旧・復興支援が必要である。

以上の観点を踏まえ、日本商工会議所は「2019年度政府予算等における中小企業・地域活性化施策」に関し、下記事項の実現を強く要望する。

目 次

I. 中小企業·小規模事業者の活力強化

ιΓĒ	重点	(要望](3項目) —————————————————————	_
-		·ーー・ 小規模事業者のチャレンジを後押しする支援の拡充・強化1	
	2.	IT·IoT 等の導入・活用と「FinTech 社会」への対応促進2	
	3.	中小企業の取引適正化、官公需受注機会の確保4	
[3	更望	望[[]] (7項目)	
	1.	人手不足・働き方改革関連法への対応・支援策の拡充	
	2.	「経営者保証ガイドライン」に沿った融資の推進等7	
	3.	中小企業政策の効果測定に資するΚΡΙ設定と基幹統計の整備9	
	4.	イノベーションを創出する知的財産(知財)活用による生産性向上9	
	5.	自由貿易体制の堅持、広域経済連携協定の推進、海外展開支援の強化10	
	6.	「経済成長・環境・安定供給の同時達成」を実現するためのエネルギー・環境政策の推進・構築 11	
	7.	行政手続の簡素化や規制・制度改革の加速等による事業環境整備11	
Π.		2方創生を実現するための地域潜在力の強化 	
	直点	·要望](3項目) ————————————————————————————————————	_
	1.	中堅・中小企業の魅力発信事業の推進と経営力強化13	
	2.	「開業率 10%台」実現に向けた創業の促進と円滑な事業承継14	
	3.	インバウンド観光振興を活かして"Made in Japan"の輸出振興へ15	
[3	更望	望項目〕(4項目)	
	1.	地域経済の基盤であるまちづくり・社会資本整備の推進17	
	2.	地域資源等を活用した事業の創出・育成への支援	
	3.	地方創生の深化に向けた取組強化	
	4.	地域の中小企業に対する健康経営の取組支援	
Ш.	消	賃費税率 10%引上げと軽減税率導入に向けた対応21	
π,	声	ロナナ電災もこの大牧復興を行向市ナイの大揺線は、能大地電やもこの復旧、復興	
TA.		日本大震災からの本格復興と福島再生への支援継続、熊本地震等からの復旧・復興	
		東日本大震災の本格復興と福島の復旧・復興の加速化	
	2.	熊本地震や平成30年7月豪雨等の大規模災害からの復旧・復興25	

I. 中小企業・小規模事業者の活力強化

[重点要望] (3項目)

1. 小規模事業者のチャレンジを後押しする支援の拡充・強化

(主な要望先:経済産業省、総務省)

地域の小規模事業者は、売上減少・コスト高、IT化等による構造変化、人口減少、人手不足、経営層の高齢化、後継者不足等の様々な課題に直面している。これら課題克服に向けた生産性向上の取組みや新商品・新サービスの開発、販路開拓等へのチャレンジを後押しする、以下の支援が必要である。

(1) 小規模事業者に対する支援体制の抜本的強化

- ① 改正小規模支援法の施行(2014 年)以降に増加している経営計画策定・実行などの伴走型支援や、創業、マル経融資等の金融支援、販路開拓、生産性向上・IT活用支援、消費税率引上げ・軽減税率導入、事業承継などに加え、働き方改革への対応など、国の新たな政策への対応などにより、商工会議所の経営指導員等(補助対象職員)の役割や業務量が増加するとともに、支援の質も高度化している。また近年では、商工会議所の全国ネットワークを活用して、被災地への経営指導員等の応援派遣により事業の早期再開を支援するなどセーフティ機能も果たしている。こうした取組みを加速するため、経営改善普及業務を中核とする経営支援の質的・量的向上、地域における連携支援のコーディネート力の発揮に向けた、以下の商工会議所経営支援体制の抜本的強化が必要
 - (イ) 都道府県の小規模企業関係予算(経営改善普及事業費)の確保・拡充を図るため、小規模基本法および改正小規模支援法への規定化の検討。また、少なくとも経営改善普及事業費の拡充のために増額した地方交付税収入は、経営改善普及事業の拡充に充てることを担保する仕組みの構築等
 - (ロ)経営指導員等の役割・業務量増加に対応した体制強化に向けた、地方交付税(商工行政費)の拡充
- ② 都道府県・市町の小規模企業振興対策の充実強化に向けた国による協調支援、および都道府県・市町と商工会議所との連携推進の制度化
 - (イ) 小規模企業振興に資する条例や基本計画の制定等の後押し
 - (ロ) 小規模企業振興について国・都道府県・市町の役割・連携の明確化
 - (ハ) 国・都道府県・市町の協調による、地域一丸となった支援体制の確立
- ③ 「小規模事業者支援推進事業(伴走型補助金)」の継続・拡充
- ④ 「経営発達支援計画認定制度」の円滑な運営のための事前審査(2段階審査)の実施
- ⑤ 経営指導員をOIT指導する「スーパーバイザー事業」の継続・拡充
- ⑥ 国による経営指導員向け研修の円滑な実施と、WEB研修・実践コンテンツの普及
- (7) 経営支援データの電子的な記録・管理を促すための助成措置の創設

(2) 販路開拓・設備投資等への後押し、「小規模企業振興基本計画」見直し

- ① 新事業展開等を促す販路開拓、設備投資等の後押し
 - (イ) 小規模事業者の販路開拓等を強力に支援する「小規模事業者持続化補助金」の継続・拡充
 - (ロ)「地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト(小規模事業者地域力活用新事業全国展開 支援事業)」の継続実施
 - (ハ)「ものづくり等補助金(ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金)」の継続実施。 なお、企業競争力を生む専門性の高い設備を導入しようと計画した場合、採択されてから 補助事業完了までの期間が短いため納期が間に合わないケースもみられることから、複 数年度での対応を検討されたい
 - (ニ)「サポイン事業(戦略的基盤技術高度化支援事業)」、「中小企業技術革新(SBIR)制度」 の継続実施
- ② 小規模事業者の経営や地域経済を取り巻く環境変化に対応した「小規模企業振興基本計画」の見直し
 - (イ) 人手不足・働き方改革等に対応するための「生産性向上」や「IT等を活用した経営の『省 力化・効率化』」の重点施策への追加等

(3) 小規模事業者の金融を支えるマル経融資の拡充等

- ① 「マル経融資(小規模事業者経営改善資金)」は、経営指導員が小規模事業者に対し6ヵ月間の経営指導を行った後に推薦する顧客密着型の金融であり、無担保・無保証でありながら過去5年間の事故率は減少するなど、事業性評価融資の先駆けとも言うべき優良施策である。引き続き、小規模事業者のニーズを十分に踏まえて対応されたい
 - (イ)マル経融資の予算枠の規模拡大(適用利率の上昇抑制)
 - (ロ) 現在講じられている以下の特例措置の延長・恒久化
 - ·融資金額:1,000 万円→2,000 万円
 - ・融資期間:運転資金5年→7年、設備資金7年→10年
 - ・据置期間:運転資金6ヵ月→1年、設備資金6ヵ月→2年 ※現在はいずれも 2019 年3月 31 日まで
- ② 「小規模事業者経営発達支援資金(経営発達資金)」の一層の活用促進・恒久化
- ③ 生産性革命に向けたITツールの普及・発展に対応するため、サービス業のうち、特に労働集 約的な業種である「情報サービス業等」については、2014 年1月に拡充された娯楽・宿泊業と 同様に従業員基準(5人以下)を緩和し、「従業員5人超20人以下」の事業者にも拡大されたい

2. IT·IoT 等の導入·活用と「FinTech 社会」への対応促進

(主な要望先:経済産業省、内閣官房、厚生労働省、金融庁)

(1) 生産性向上や人手不足対策等に資する IT・IoT 等の導入・活用促進

- ① 中小企業のIT・IoT・AI等活用支援の継続
 - (イ) 全国レベルでの継続的なIT・IoT活用支援体制の整備(中小企業基盤整備機構、情報処理推進機構(IPA)への機能集約等)
 - (ロ) 生産性向上のための「業務プロセス」の見直しを継続的に(6ヵ月以上)支援する専門家派 遣事業の創設

- (ハ) 優良ベンダー認定(認定情報処理支援機関)の周知
- ② 低価格で導入しやすい「クラウドサービス等ITツール」の中小企業・小規模事業者への普及・ 浸透
- ③ 「サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)」の継続、拡充に向けた見直し
 - (イ)補助下限額(現行15万円)の更なる引下げ
 - (ロ) 補助率(現行 1/2 以下)の引上げ
 - (ハ) ユーザー企業の補助申請事務の負担軽減
 - (ニ) ユーザー(申請者)がIT導入支援事業者とは別に指定する専門家費用の補助対象化
 - (ホ)ハード購入の対象化など補助対象の拡大
- ④ 中小企業経営者・従業員のITリテラシー向上、およびIT支援人材の育成・充実に向けた措置
 - (イ) 中小企業経営者や従業員を対象にIT資格(IoT・AI・データ活用を含む)取得に対する 支援の充実(ITパスポート他情報処理技術者試験等)
 - (ロ)経営指導員を対象とするIT資格の取得奨励(ITパスポート他情報処理技術者試験、ITコーディネータ等)
 - (ハ)企業経営にとってIT・IoT・AI等の導入の必要性を経営者に噛み砕いて分かりやすく説明し"気づき"を与える、優れた技術とビジネスの現場を繋ぐIT支援人材の育成
 - (ニ) 複数のビジネスアプリ(クラウド会計、モバイルPOSレジ、勤怠アプリ、予約管理、在庫管理等) の導入・活用に精通した「ビジネスアプリ・コーディネーター(仮称)」の創設
- ⑤ ものづくりにおけるIoT活用の推進
 - (イ) 企業規模に見合う身の丈IoT、ロボット・RPA、AI等の導入を支援するインストラクター養成と、中小企業へのインストラクター派遣を行う「スマートものづくり応援隊」の継続
 - (ロ) 中小ものづくり企業を対象とした、IoT等の最新機器を体験できる「体験スペース」の整備
- ⑥ デジタル時代における中小企業支援プラットフォーム構築により、ビッグデータやAIを活用した経営支援サポートシステムの整備
- ⑦ 政府機関等が持つビッグデータの開放と、ビッグデータの利活用促進に向けた法整備やガイドラインの策定
- ⑧ 中小企業の取引(サプライチェーン)のデジタル化推進(中小企業におけるEDI等の普及に向けた措置)
 - (イ) 受発注EDI・金融EDI連携を契機とした中小企業共通EDIの普及支援
 - (ロ) 大企業等発注元の取組み奨励およびシステム対応への支援
 - (ハ) デジタル・ガバメントの取組みと軌を一にした、政府および地方自治体における公共調達 をはじめとする民間部門との取引の電子化推進
- ⑨ 中小企業・小規模事業者の情報セキュリティ対策(サイバーセキュリティ対策を含む)の促進 に向けた措置
 - (イ) 「SECURITY ACTION」(中小企業自らが情報セキュリティ対策に取組むことを自己宣言する制度)の周知強化
 - (ロ)トラブル発生時の相談窓口の設置、および調査・復旧支援体制の構築
 - (ハ) 中小企業が安心して利用できる安価で強固なセキュリティサービスの開発・整備促進

(2) 中小企業の「FinTech 社会」への対応促進

- ① 社会全体の生産性向上だけでなく、新たな若者需要やインバウンド需要の取込みに寄与する と期待されている「キャッシュレス決済」について、中小企業・小規模事業者への普及に向け、 以下をはじめとする課題解決が必要
 - (イ) 決済利用料の負担低減(中国では 0.55%のサービスがある4)
 - (ロ) 決済端末代の負担軽減(一部で実質無料のサービスがある4)
 - (ハ) 売掛金の入金までのタイムラグの短期化(一部で翌日入金のサービスがあるが、一般的に は半月から1ヵ月程度と言われている⁴)
 - (ニ)キャッシュレス決済の利便性の啓発、ITリテラシーの向上、セキュリティ不安の解消
 - (ホ) QRコードを使った決済の普及・推進。そのための規格統一や行動指針策定に向けた検 討の加速化、加盟店が支払う利用手数料の低減化等による普及への弾み
- ② 中小企業・小規模事業者がコストや安全性等を考慮のうえ、合理的な経営判断としてインターネットバンキングや電子記録債権を利用できる環境整備
 - (イ) インターネットバンキングや電子記録債権の利用コスト軽減
 - (ロ) インターネットバンキングや電子記録債権の利用が困難な中小企業・小規模事業者に対するサポートの強化(ITリテラシーの向上、セキュリティ不安への対処、丁寧な説明、普及啓発ツールの活用、相談窓口の設置等)
- ③ 中小企業・小規模事業者の資金調達の多様化を推進し、導入しやすい環境を整備するため、 クラウドファンディングやソーシャルレンディング、トランザクションレンディング、POファイナン ス(発注情報をもとにした融資)等の情報提供や利用コスト低減への対応
- ④ 金融EDIの推進にあたっては、社会的な混乱を回避するため中小企業・小規模事業者への 周知徹底が不可欠であり、行政・金融機関・関係機関の連携による十分な周知・対応や当該 システムの活用事例の共有など取組みの推進が必要
- ⑤ 手形・小切手の電子化の検討にあたっては、電子化による生産性向上が期待されるが、手形・小切手利用者の意向等を踏まえつつ、利用者のIT化対応を含め、以下のとおり「電子化に伴う様々な課題解決」が必要である
 - (イ) 中小企業への悪影響は回避すべき
 - (ロ) 手形の電子化に向けた対応と「電子記録債権」の普及に向けた改善策等の検討
 - (ハ) 小切手の電子化に向けた対応と「インターネットバンキング」の普及に向けた改善策等の検討
 - (ニ) 手形・小切手の電子化に向けた「中小企業への支援の強化」
 - (ホ)「手形・小切手の電子化対応困難者」への対応

3. 中小企業の取引適正化、官公需受注機会の確保

(主な要望先:経済産業省、金融庁、公正取引委員会)

- ① 発注企業の働き方改革によって下請等中小企業に対して皺寄せが生じないよう、取引適正 化対策の強化
 - (イ) 下請Gメンによるヒアリング等を通じた実態把握の継続
 - (ロ) 公正取引委員会と中小企業庁との連携による下請法等に基づく取締まり強化

⁴⁾出典:経済産業省が2018年4月に策定・公表した『キャッシュレス・ビジョン』

- (ハ) 消費税率引上げや働き方改革関連法等により増加することが予想される中小企業の仕入 コストや人件費等について、販売価格へ適正に転嫁されるようフォローアップ
- (ニ) ITプラットフォーマーへの独占禁止法の適用強化
- ② 『未来志向型の取引慣行に向けて(世耕プラン)』を踏まえ、以下を引き続き実施すること
 - (イ) 取引条件改善の実態調査とフォローアップの継続実施
 - (ロ) 中小企業同士においても現金支払いで取引が行われるよう継続フォロー
 - (ハ) 親事業者と下請等事業者の連携・協力にかかるベストプラクティスの更なる充実
- ③ 地域の中小企業における下請等の取引条件改善を図るための「取引適正化」と「付加価値向上」の促進に向けて、以下の環境整備を推進すること
 - (イ) 取引先の生産性向上等への協力
 - (ロ) 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮
 - (ハ)型の保管・管理の適正化の徹底
 - (二)下請等代金の支払条件改善(現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、 手形等の支払期間の短縮等)の徹底
 - (ホ)「業種別下請ガイドライン」を策定する業種の更なる拡大
 - (へ) サプライチェーン全体での「取引適正化」「付加価値向上」に向けた業種別自主行動計画の取引現場への浸透と策定する業種団体の拡充
- ④ 親事業者の主導により下請等事業者が連携してサプライチェーン全体の共存共栄を可能と する体制の構築支援
 - (イ) 下請等事業者向けの通報窓口の設置
 - (ロ) 取引先へのアンケート実施
 - (ハ) 下請代金支払遅延等防止法の適用有無にかかわらず同法に準拠した取引の実施
 - (ニ)システム化による違反防止
- ⑤ 中小企業・小規模事業者に対する官公需受注機会の確保
 - (イ)優れた技術・サービス等を持つ中小企業・小規模事業者や創業 10 年未満の事業者の成長促進・販路開拓等を積極的に支援するため、官公需における国等の行政機関が率先した新商品・新サービスの調達や、商品認定などを行う「トライアル発注制度」の推進
 - (ロ) 地方自治体での中小企業・小規模事業者からの優先的な調達や適正な価格での発注の 促進
 - (ハ)「トライアル発注制度」で認定された新商品・新サービスのPR支援
 - (二) 国や独立行政法人、地方公共団体などがインターネット上で提供している入札情報を中小企業・小規模事業者が簡易に検索・閲覧できる「官公需情報ポータルサイト」の一層の周知・活用促進
- ⑥ 金融EDIを適正運用するための環境整備
 - (イ) 中小企業が取引先から「最低限必要な項目」以外の項目を金融EDIに付加することが強いられない運用の徹底
- (7) 手形・小切手の電子化に向けた検討において中小企業の受取条件が悪化しないよう徹底
 - (イ) 中小企業の意向、ITリテラシー、IT化投資コスト、利用料負担、セキュリティ不安等を勘案 のうえ、電子化対応が困難な中小企業が取引から排除されたり、現状以上にコスト負担さ せられたりすることのないよう検討されたい

[要望項目] (7項目)

1. 人手不足・働き方改革関連法への対応・支援策の拡充

(主な要望先:厚生労働省、文部科学省、内閣府、経済産業省)

商工会議所が本年4月に実施した調査では、65%の企業が「人手不足」を訴えており(2017 年度調査より5ポイント上昇)、人口減少による人手不足問題はかつてないほどの危機に直面している。人手不足解消のためには、女性・高齢者・外国人材など多様な人材の活躍推進と、働き方改革による生産性向上を図り、魅力ある職場環境の整備を一層推進していく必要がある。一方、先の通常国会で成立した働き方改革関連法に規定された罰則付き時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金に対して、多くの中小企業から「人材確保もままならない中にあって人員増で対応するのは困難な状況」「同一労働同一賃金についても具体的な対応方法が分からない」といった声が上がっている。

ついては、以下のとおり、<u>人手不足の解消に向けた各種支援策を拡充</u>するとともに、中小企業・小規模事業者が働き方改革関連法に円滑に対応できるよう強力に支援されたい。

(1) 人手不足の解消に向けた支援策の拡充

- ① 女性・高齢者・外国人材などの多様な人材の確保および定着、人材の育成や能力開発に向けた支援策の充実
- ② 生産性向上や省力化・効率化を図るため、IT投資など設備投資等に対する助成制度の拡充
- ③ 採用に結びつくインターン学生情報の活用(主に中小企業を対象に、学生が自ら希望する場合は、企業がインターンシップで取得した学生情報を採用活動に活用できるようにすること)
- ④ UIJターンに関し、大都市のミドル人材と地方の中小企業をマッチングさせる施策の更なる充実
- ⑤ 仕事と育児の両立への環境整備に資する企業主導型保育事業の中小企業への助成率引上 げと、中小企業(事業実施者)と運営を担う保育事業者とのマッチング支援
- ⑥ 一定の専門性・技能を有する外国人を「中間技能人材(仮称)」と定義し、新たな在留資格を 創設した上での受入れ推進と採用する中小企業への支援策の強化

(2) 働き方改革関連法への対応・支援策の拡充

- ① 働き方改革関連法や関連支援策等の円滑な施行に向けた丁寧な周知、情報提供の強化 (イ) 働き方改革関連セミナーの開催
 - (ロ) 周知啓発用パンフレットの作成・配布
 - (ハ) ホームページ等を通じた一層の周知等
- ② 専門家の無料派遣や窓口相談体制の更なる拡充等により、十分な相談支援体制を構築し、業種、規模、地域特性等を踏まえ、個々の企業の実情に応じたきめ細かな支援
- ③ 取引条件改善や法改正への対応に役立つ好事例の収集・共有を図るとともに、企業が円滑に準備を進めるための具体的で分かりやすいガイド等の早期策定
- ④ 発注企業の働き方改革によって下請等中小企業に対して皺寄せが生じないよう、取引適正 化対策の強化【再掲】
 - (イ) 下請Gメンによるヒアリング等を通じた実態把握の継続【再掲】

- (ロ) 公正取引委員会と中小企業庁との連携による下請法等に基づく取締まり強化【再掲】
- ⑤ 同一労働同一賃金の定義を明確にしたガイドラインや業種ごとの手引書の速やかな作成・周知
- ⑥ 時間外労働の上限規制に抵触した中小企業に対する助言・指導にあたっての配慮規定(中小企業の労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態等を踏まえた助言・指導等)の実効性確保
- ⑦ 中小企業におけるテレワークの普及推進を図るため、本年2月に策定された「情報通信技術を利用した事業場外勤務(テレワーク)の適切な導入及び実施のためのガイドライン」の周知やテレワーク相談センターにおける導入支援、セミナー開催等を通じた、企業が取組みやすい環境の整備
- ⑧ 働き方改革を推進する企業を表彰・認定する制度の創設(特に中小企業・小規模事業者が働き方改革にどう取組めばよいのか、表彰や認定取得に向けた各種要件を通じて、取組みの方向性や取組項目が具体的に示される仕組みにすることが望ましい)

(3) 各種助成金の周知と手続きの簡素化

① 中小企業・小規模事業者が、自社の取組みに応じて活用できる助成金制度を容易に検討できるよう周知・活用促進、申請書類・手続きの簡素化

2. 「経営者保証ガイドライン」に沿った融資の推進等

(主な要望先:経済産業省、金融庁)

(1) 民間金融機関における個人保証や担保に依存しない融資の一層の推進等

- ① 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合について、民間金融機関の活用実績 (16.3%。2018年6月金融庁公表・件数ベース)が、政府系金融機関の活用実績(34%。2018年6月中小企業庁公表・同)を上回るよう、民間金融機関において「経営者保証に関するガイドライン」に沿った融資の一層の推進
- ② 事業承継時の対応を含めた既存の保証契約の見直しにおいて、「経営者保証に関するガイドライン」に沿った対応の一層の推進
- ③ 個人保証や担保に過度に依存しない、以下の融資の浸透・促進を図られたい
 - (イ) 停止条件付保証契約または解除条件付保証契約に基づく融資
 - (p) ABL(動產·売掛金担保融資)
 - (ハ) 電子記録債権(でんさい)融資
 - (二) 知的財産の適正な評価を元にした融資(知財金融)(「知財ビジネス評価書作成支援」「知 的資産経営報告書作成支援」の拡充)
- ④ 金融検査マニュアル廃止の方向を踏まえ、担保や個人保証に依存せず、「事業性評価」を活用した融資制度の拡大など中小企業・小規模事業者に寄り添った金融支援の推進
- ⑤ 生産性向上を図る中小企業・小規模事業者への成長資金供給を促すための「ローカルベン チマーク」の活用促進

(2) 信用保証協会における個人保証や担保に依存しない運用の推進・徹底

- ① 信用保証協会が保証を行う場合には、保証の条件として個人保証や担保を求めることなく、 それらの代わりに信用保証協会が保証を行う運用を推進
- ② 本年4月に中小企業庁が公表した『経営者保証に関する対応』の中で盛り込まれた、「事業承継時、旧・新経営者の両方から経営者保証をとることは基本的に行わないものとする運用」の徹底(信用保証協会は、事業承継を行う事業者に対して、先代の経営者保証を残したまま、後継者の経営者保証を追加しない運用を徹底すること)

(3)政府系金融機関による中小企業の経営課題に寄り添った付加価値の高い融資の推進

- ① 商工中金(商工組合中央金庫)による、民間金融機関だけではリスクが高く対応しにくい中小企業・小規模事業者の経営ニーズへの対応と、民間金融機関との信頼関係に基づく連携・協業の一層の推進
 - (イ) 事業性の判断が難しくリスクの高い事業や創業等への支援
 - (ロ) 不動産などの担保や個人保証に依存せず、「事業性評価」を活用した融資制度の拡大な ど中小企業・小規模事業者に寄り添った金融支援の推進
 - (ハ)リスクの高い海外進出および新事業進出支援、事業再編を見据えたM&A
 - (ニ) 営業キャッシュフローと返済額がミスマッチな先への資金支援
 - (ホ) 事業再生支援や経営改善支援
- ② 日本公庫(日本政策金融公庫)による政策金融の的確な実施
 - (イ) 民間金融機関を牽引する、「開業率 10%台」実現に向けた創業支援
 - (ロ) マル経融資等を通じた民間金融機関だけでは対応困難な小規模事業者支援
 - (ハ) 全国規模でのビジネス商談会等の実施を通じた販路開拓支援

(4)新事業展開等を促す金融支援

- ① 事業性の判断が難しくリスクの高い事業や創業等への支援【再掲】
- ② 債権譲渡を活用した中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化に向けた仕組み構築
- ③ 官民の金融機関が連携したエクイティファイナンス、メザニンファイナンス等により、中小企業・小規模事業者にリスクマネーを積極的に供給する取組みの一層の促進
- ④ FinTech の活用が進む中、中小企業・小規模事業者の資金調達の多様化を推進するため、クラウドファンディングやソーシャルレンディング、トランザクションレンディング、POファイナンス (発注情報をもとにした融資)等の情報提供や利用コスト低減への対応【再掲】

(5) セーフティネット機能の拡充と金融仲介機能の一層の強化

- ① 中小企業・小規模事業者の資金繰り確保に向け、以下の万全な対策を講じられたい
 - (イ) 2018 年4月に実施された信用保証制度改正における、中小企業・小規模事業者への資金繰り悪影響回避に向けたモニタリングの実施
 - (ロ) 危機対応業務として、危機時の中堅・中小企業への円滑な資金供給
 - (ハ) 中小企業・小規模事業者の資金回収の更なる早期化の推進に資する「締日慣行の見直し」に向けた環境整備

3. 中小企業政策の効果測定に資する K P I 設定と基幹統計の整備

(主な要望先:総務省、財務省、経済産業省、国土交通省)

- ① 中小企業施策については、以下の政策KPI(Key Performance Indicator=重要業績評価指標)を設定して各施策実施による効果(アウトカム)に基づいて評価・分析(以下の政策KPIの設定)を行うべきであり、その進捗状況についても定期的に公表されたい
 - (イ)経営者保証を提供することなく新規融資を受けられた割合【再掲】
 - (ロ) 創業者および事業承継時の後継者に対する融資のうち経営者保証を提供することなく新規融資を受けられた割合【再掲】
 - (ハ) 47 都道府県における取引適正化執行関係指標(公正取引委員会と中小企業庁の独禁 法・下請法等違反指導摘発件数など)
 - (ニ) 47 都道府県における小規模企業振興対策予算(商工会議所向け補助金)のうち経営指導員の人件費予算額
 - (ホ) 中小企業庁長官からの各府省施策に対する意見提出回数
- ② 国の行政機関が作成する「基幹統計」(統計法第2条第4項で指定される国の基本政策の基準となる官庁統計)を拡張して、以下の統計を指定されたい
 - (イ) フリーランスやSOHO(Small Office/Home Office)など雇用を伴わない創業も含めた正確な開業統計データの整備
 - (ロ) 海外展開を目指す中小企業に資するよう、中小企業の輸出に関する統計の整備
 - (ハ) 市町村単位で観光客数・消費額・消費項目等の実態を明らかにする地域観光統計の整備・拡充

4. イノベーションを創出する知的財産(知財)活用による生産性向上

(主な要望先:内閣府、経済産業省、公正取引委員会、農林水産省、金融庁、内閣官房、文部科学省)

- ① 知財を侵害された中小企業から、「訴訟に要する費用が損害賠償額を上回る可能性が高いため、訴訟提起を見送らざるを得ない」という声があがっている
 - (イ) 現在の低すぎる損害賠償額を早期に是正するため、特許法第 102 条各項に基づく算定 方法を見直し、損害賠償額が「通常の特許実施料相当額」を上回るよう法定化
 - (ロ) 増額に繋がる考慮要素の明確化
 - (ハ) 悪質な侵害行為を防止するための制度を検討し、早急に対応
- ② 取引先から、自社の技術やノウハウなど知財を不当に吸い上げる行為について、独占禁止法 (優越的地位の濫用)のガイドラインを拡充して断固たる措置を講じられたい
 - (イ)公正取引委員会の「下請法に関する調査」等での実態調査の実施
 - (ロ) 不当な行為を行う企業に対する企業名の公表等
- ③ 改正特許法に盛り込まれた「中小企業の特許料金の一律半減制度」の活用を促すため、全国津々浦々において本制度はもとより、特許取得の経営上のメリットを分りやすく周知啓発する説明会を継続的に開催されたい
- ④ 知的財産権の出願、審査請求、早期審査、減免制度の申請について
 - (イ) 各段階で個別の書類提出を求める方式を改めて、一括申請できるよう改善
 - (ロ) 様式については、該当項目にチェックを入れる方式に簡易化

- (ハ) 申請要件等については、宣誓方式に変更して添付を要する証明書類を削除
- ⑤ 地域団体商標制度の検証等
 - (イ) 制度創設から 10 年を超えた地域団体商標について、その経済効果を分析して、一層効果を上げるための追加的措置の検討・実施
 - (ロ) 地理的表示保護制度の利用実績と経済効果を調査分析するとともに、その成功事例の横 展開を積極的に実施
- ⑥ 中国の知財金融の研究、および金融機関を対象にした「知財ビジネス評価書作成支援」の拡充など、知財の事業性評価を活用した融資制度の普及を強力に推進
- ⑦ 商標権は中小企業にとって取組みやすく、近年その権利取得件数は伸びている。一方で商標権取得までの審査期間が延びており、ブランドの育成・保護および早期権利化のため、商標出願にかかる審査体制を強化されたい
- ⑧ 侵害サイトへの取締り強化
 - (イ) 侵害サイトに誘導するためのリンクを集めて掲載するリーチサイトや侵害コンテンツに誘導することで広告収入を得る行為などの仕組みや収益構造などの全容解明
 - (ロ) 取締り強化に向けた法制面・技術面など多様な対策の早急な実施
- ⑨ 著作権者の適切な権利保護と著作物の利用円滑化
 - (イ) 柔軟性のある権利制限規定が盛り込まれた改正著作権法の内容を広く丁寧に周知し、著作権者の権利が適切に保護されるよう普及啓発
 - (ロ) 著作物の利用円滑化のため、著作権者不明等の場合の裁定制度の改善や、権利情報を 集約したデータベース等によるライセンシングの環境整備等

5. 自由貿易体制の堅持、広域経済連携協定の推進、海外展開支援の強化

(主な要望先:外務省、経済産業省、財務省)

- ① 自由貿易体制の堅持と広域経済連携協定の推進
 - (イ)「日EU経済連携協定(EPA)」の早期発効
 - (ロ)「東アジア地域包括的経済連携(RCEP)」や「日中韓自由貿易協定(FTA)」など質の高い 広域経済連携協定の早期締結
 - (ハ)「日本メルコスール(南米南部共同市場)EPA」の推進
 - (二) 特に、知的財産の保護強化、投資・サービス分野における参入障壁の撤廃、査証手続の迅速化、電子商取引にかかるルール整備など、中小企業にとって利便性の高い協定の実現
 - (ホ) 投資協定、租税条約、社会保障協定の締結・改定の推進
 - (^) 大筋合意に至った「環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定」については、早期発効に向けた各国との連携
- ② 中小企業の海外展開を後押しすべく支援体制を強化するとともに、インフラや安全対策など国際ビジネスを取り巻く環境整備の促進
- ③ 日EU経済連携協定(EPA)や環太平洋パートナーシップ(TPP)協定における「自己証明制度」等に中小企業が十分に対応できるよう総合的な相談窓口の設置

- ④ 既存EPAについて、最新HSコード・一の移行や、特定原産地証明書の電子発給化など、中小企業が利用しやすい原産地証明制度に改定することによる活用促進
- ⑤ 各地商工会議所が実施する非特恵原産地証明書の発給事業について、中小企業・農水産品 事業者の利便性向上に資する電子化を進めるため、2020年度の本格運用開始に向けたシス テム開発に対する財政的支援の創設

6. 「経済成長・環境・安定供給の同時達成」を実現するためのエネルギー・環境政策の推進・構築

(主な要望先:経済産業省、環境省)

- ① 電力コストの低減
 - (イ) 安全性確保を前提とした原子力発電所の早期運転再開
 - (ロ) FIT (再生可能エネルギー固定価格買取制度) 買取価格の大幅な引下げ
- ② 2030年を見据えたエネルギー・環境政策の推進
 - (イ) 一次エネルギーの多様化を実現するために重要なエネルギー源の選択肢である原子力 発電所の新設・増設・リプレースの必要性検討
 - (ロ) 賦課金負担が急増しているFIT制度の根本的見直しを含めたあり方の検討
 - (ハ)コスト削減のための技術開発支援による、FIT制度に依存しない再生可能エネルギーの 自立支援の推進
- ③ 中小企業・小規模事業者における地球温暖化対策に繋がる取組みへの支援
 - (イ) 経費削減や生産性向上など中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決と省エネルギー推進の同時達成への支援
 - (ロ) 照明や空調など設備の省エネ化により温室効果ガス排出削減効果が見込める業務用施設等におけるZEB・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル/ハウス)化の取組みに対する支援強化
- ④ 2050 年に向けたエネルギー・環境政策のあり方の検討における「3E+S」の4つの評価軸が並列した議論

7. 行政手続の簡素化や規制・制度改革の加速等による事業環境整備

(主な要望先:内閣府、総務省、厚生労働省、法務省、経済産業省、国土交通省、金融庁、公正取引委員会等)

(1) 行政手続の簡素化

- ① 省庁横断・ワンストップ・ワンスオンリーで電子申告・申請が可能となるシステム環境を構築するなど、行政手続の電子化を進めるための環境を整備されたい(デジタルファースト)
- ② 補助金申請書類の作成の手間とコストが、人手不足が深刻な中小企業の生産性向上と働き方改革の障害となっているため、補助金の申請書類を「原則3枚以内」とし、必要があれば上限枚数を定めたうえでそれ以上の枚数を認めることを全省庁で共通ルール化されたい

⁵⁾『商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約』に基づいて品目ごとに定められているコードで、「関税分類番号」とも呼ばれる。国際貿易商品の名称や分類を世界的に統一するために作られた。

(2) 規制・制度改革の加速

- ① 規制改革推進会議には、先進自治体の取組事例の横展開や会議の設置・運営ノウハウの提供など、地方自治体による「地方版規制改革会議」の設置促進に向けた働きかけを継続・強化いただきたい
- ② 日本全体の規制改革の進捗状況や課題を体系的に整理し、PDCAサイクルを基本として、 着実に実行していくため、『規制改革白書』(仮称)を策定・公表されたい
- ③ 規制・制度改革を切れ目なく実施するため、内閣府本府組織令に基づいて設置期間が3年間に限られている規制改革推進会議の常設化と、同会議を岩盤規制突破の強力なエンジンとするため、消費者庁等に付与されている"勧告権"を同会議にも付与されるよう検討されたい
- ④ 国家戦略特区の規制改革メニューについて、実証実験でその効果が明らかになった場合は、 速やかに全国展開されたい
- ⑤ 現状では国家戦略特区のほか、構造改革特区、総合特区、企業実証特例制度、グレーゾーン解消制度などが存在し、規制改革を進めるための制度が複雑で使いづらいため、各制度の位置づけや内容をわかりやすく整理・体系化し、制度の利活用促進を図られたい
- ⑥ 中小・中堅企業や地域で活用しやすい「規制のサンドボックス」制度を設計されたい
 - (イ) 中小・中堅企業が同制度にチャレンジする際の分かりやすいガイドラインの提供
 - (ロ) 同制度の窓口となる省庁の担当が、関係省庁との協議をワンストップで対応
 - (ハ) PDCAサイクルを回し、改善点を明らかにし、ガイドライン等に常に反映
 - (二) 同制度を活用する事業者にインセンティブ (先行者利益)を与えるため、同制度の活用企業に対し、その後の公共入札時に加点する「プロポーザル加点制度」の導入

(3) その他必要な事業環境整備

- ① 社会保障制度における重点化・効率化の徹底とともに、余力ある高齢者の負担割合をより高めていくなど世代間における公平な負担の分配や、受益者負担の適正な引上げによる改革の徹底により、現役世代や事業主による社会保険料負担の軽減を図られたい。また、少子化対策・子育て支援拡充のための必要財源については、あくまで財政の効率化によって生み出す公費によって賄うべき
- ② マイナンバーカードの取得促進と災害時の対応機能強化
 - (イ) ワンカード化による利便性向上(公的身分証との統合促進)
 - (ロ) 安全性に関する正確な情報提供と取得促進キャンペーンの実施
 - (ハ) 国民の生命と安心・安全な暮らしを確保する災害時の対応機能の拡大
- ③ 2020年4月に施行される改正民法(債権関係)、並びに2019年を目途に施行される改正商法 (運送・海商関係)の周知徹底を図るため、法務対応力が相対的に弱い中小企業・小規模事業者の対応力底上げと、改正内容に関する普及啓発の推進
- ④ 民法改正における譲渡制限特約付債権の資金調達目的での譲渡に関する解釈(契約解除や損害賠償の原因にはならないことなど)を広く周知するとともに、譲渡制限特約付債権の金融機関による譲受け・担保取得等に関する取組み推進を通じた、資金調達目的での債権譲渡を許容する実務慣行の形成

Ⅱ. 地方創生を実現するための地域潜在力の強化

[重点要望] (3項目)

1. 中堅・中小企業の魅力発信事業の推進と経営力強化

(主な要望先:内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省、総務省)

(1) 地方での定住を促す中堅・中小企業の魅力発信事業の推進

- ① 優れた技術・サービスや知的財産、国際性等を有する地域の中堅・中小企業を発掘して、 国・地方自治体・政府系金融機関等が認定・顕彰することで、その魅力を内外へ積極的に情 報発信されたい。また、魅力企業のブランド力(知名度)向上や、顧客開拓・資金調達・人材 採用など経営面でのメリットを享受できる環境を整備されたい
 - (イ) 国等が主体となって地域の魅力企業をリスト化してWeb等での公表(例えば、企業の概要・特徴、業務の内容、ある社員の一日のワークスケジュール、若手社員からのメッセージ、当該地域で就業した場合のライフスタイル(地方での生活)等をイメージできるコンテンツなどを掲載)
 - (ロ)「トライアル発注制度」で認定された新商品・新サービスのPR支援【再掲】
 - (ハ) 展示会・セミナー・アワード等の開催、マスコミへの公表等
- ② 産官学連携を通じて地域(まち・生活スタイル・ワークスタイル等)の魅力を発信することにより、 若者やOB人材等の地元定着を促進
 - (イ) 地域中核人材の確保・育成のための教育改革
 - (ロ) 地元企業を知る機会の提供
 - (ハ) 職業観を醸成する機会の提供
- ③ 地方移住を促進するための政策的なてこ入れ(UIIターン対策の抜本的拡充)
 - (イ) 地方移住者に対する経済的メリットの付与(地方移住に伴う経済負担等の軽減など)
 - (ロ) 若者の地方企業での就業体験(地方創生インターンシップ)推進のための地域企業情報の発信強化やインターンシップ実施にかかる費用の補助等
 - (ハ) 中小企業・小規模事業者の採用活動に伴う費用負担等の軽減
 - (ニ) 若者・女性・OB人材などのUIJターン人材等が、地域での起業や地元企業への就業、地方経済を担う地元企業を引き継いで成長させるなど、全国的なマッチングを支援する地方創生に繋げる仕組みの構築

(2)地域経済の中核となる中堅・中小企業の経営力強化

- ① 観光や航空機部品など地域の特性を活かし、将来の市場規模拡大が見込まれる成長性の高い新たな分野に挑戦する取組みを後押しするため、地域未来投資促進法に基づいて「地域経済牽引事業計画」を策定した中堅・中小企業への支援措置の更なる充実(予算・補助金、税制、金融、情報(地域経済分析システム(RESAS)の活用等)、規制の特例措置等)
- ② 地域の経済成長を力強く牽引する事業を更に積極的に展開することが期待される「地域未来牽引企業」に対する地域経済牽引事業計画の策定支援・推進
- ③ 中堅企業に対する研究開発等の支援

- (イ) 中小企業等経営強化法の認定を受けた中堅企業に対する重点支援
- (ロ) 中堅企業向けSBIRの創設
- ④ 地域を牽引する企業へと成長する可能性を秘めている小規模事業者の支援を通じた地域全 体の底上げ

2. 「開業率 10%台」実現に向けた創業の促進と円滑な事業承継

(主な要望先:経済産業省、文部科学省、財務省)

(1) 「開業率 10%台」実現に向けた創業支援の拡充

- ① 地域での開業を増やし、わが国で「開業率 10%台」を実現するため、以下の創業支援の充実を図られたい
 - (イ)「創業スクール事業」の再予算化、および「創業補助金」「創業支援事業者補助金」の維持・拡充。創業補助金については、公募期間の延長、公募回数の増加(もしくは随時募集化)等、制度の柔軟化
 - (ロ) 中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対し、創業後5年間の社会保険料の 事業主負担分や法人税の減免措置の創設
 - (ハ) 地域資源を活用した草の根的な事業を行う創業の促進・支援の強化
- ②「創業」に関心が低い層に向けて、創業機運を醸成する事業の強化
 - (イ)「創業支援事業者補助金」における創業機運醸成事業の拡充(創業を果たした事業者に 対する顕彰や活躍紹介などのフォローアップを通じた地域全体での創業機運の醸成等)
 - (ロ) 大学等での「起業」に関するカリキュラムの創設・実施支援(挑戦するマインド等の育成)や モデルとなる起業家との接点を増やす起業家コミュニティの推進
 - (ハ) 女性・若者・第二の人生の準備等を考える者が、自分のライフスタイルに合わせ、例えば 介護や子育てしながら時間や空間の制約にとらわれることなくライトな創業でも働くことが できることの理解促進と周知・啓発
 - (ニ) 産業界との連携
- ③ 創業者が信用保証協会の保証のみで、経営者保証や不動産などの担保を提供することなく 新規融資を受けられるよう環境整備【再掲】
 - (イ) 信用保証協会が保証を行う場合には、保証の条件として個人保証や担保を求めることなく、 それらの代わりに信用保証協会が保証を行う運用を推進【再掲】
- ④ 正確な開業統計データ(フリーランスやSOHOなど雇用を伴わない創業含む)の整備【再掲】
- ⑤ 中小企業・小規模事業者に対する官公需受注機会の確保【再掲】
 - (イ)優れた技術・サービス等を持つ中小企業・小規模事業者や創業 10 年未満の事業者の成長促進・販路開拓等を積極的に支援するため、官公需において国等の行政機関が率先して新商品・新サービスを調達したり、商品認定などを行う「トライアル発注制度」の推進
 - (ロ) 地方自治体での中小企業・小規模事業者からの優先的な調達や適正な価格での発注の 促進

(2)「大事業承継時代」への強力な対応

① 後継者の年齢を踏まえた適切な時期での経営交代は企業の活力を高め生産性向上にも寄

与することから、事業承継の早期対策の重要性への"気づき"を促し、計画的な承継準備を促進するための支援体制の一層の拡充・高度化

- (イ) 抜本拡充された事業承継税制の普及・啓発、制度利用の促進
- (ロ)「事業承継ネットワーク」の全国展開と、今後 10 年間程度の事業承継の集中実施期間中の継続
- (ハ) 地方における税務・法務等の専門家の発掘・育成・見える化の推進
- (ニ) 商工会議所等支援機関が事業承継にかかる専門家を活用できる予算措置(自社株の評価額の試算への補助、事業承継計画の策定等)の実現
- (ホ) 事業承継支援を行う商工会議所の経営支援体制の強化
- (へ)「後継者人材バンク」(現在26ヵ所)の全国設置および市町村へのノウハウ移転
- (ト)「事業引継ぎ支援センター」「中小企業再生支援協議会」の機能強化(予算の拡充、金融機関・支援機関との連携強化)
- (チ) 事業を受取る側である後継者に対する教育・啓発事業(後継者塾など)の実施
- ② 事業者が「円滑な事業承継」に一層取組むための支援策の強力推進
 - (イ)「事業承継補助金」の継続・拡充(後継者の右腕となる幹部育成のための教育費用を対象化)
 - (ロ) 本年4月に中小企業庁が公表した『経営者保証に関する対応』の中で盛り込まれた、「事業承継時、旧・新経営者の両方から経営者保証をとることは基本的に行わないものとする運用」の徹底(信用保証協会は、事業承継を行う事業者に対して、先代の経営者保証を残したまま、後継者の経営者保証を追加しない運用を徹底すること)【再掲】
 - (ハ) 個人で営む飲食店、理容院、美容院、クリーニング店等における、生前に自分の子に営業を譲渡する場合の手続きの簡素化(相続の場合と同様、地位の承継届のみ)
- ③ 従業員や第三者への事業承継対策
 - (イ)「従業員等承継」に焦点を当てたガイドラインの拡充
 - (ロ) 第三者承継(M&A)のイメージ向上を図るための情報発信
- ④ 黒字にもかかわらず後継者難により倒産し"価値ある事業"が失われるといった事態を防ぐための実態調査の実施と、やむを得ない廃業への支援

3. インバウンド観光振興を活かして"Made in Japan"の輸出振興へ

(主な要望先:国土交通省、経済産業省、内閣府、文部科学省、総務省、内閣官房)

(1)観光立国のさらなる前進へ

- ① 持続的な観光振興とリピーター確保対策を柱とした交流人口の拡大やインバウンド需要の地域への分散の推進
 - (イ) ミッシングリンクを解消するための幹線道路の整備、整備新幹線・リニア中央新幹線の着 実な建設等による基幹交通体系の整備
 - (ロ) 観光客が円滑に移動するための各地域における交通事業者と観光地が連携した地域交通システムの構築に対する支援
 - (ハ) インバウンドをはじめとする観光客の集中により発生する交通渋滞の解消に対する支援
- ② 観光資源の充実とともに多様なニーズを捉えて地域に人を呼び込むワイドな観光 (イ) 産業観光をはじめとするテーマ別観光の推進

- ・産業観光を通じたMICE(企業等の会議=Meeting、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行) Incentive Travel、国際機関・団体、学会等が行う国際会議=Convention、展示会・見本市・イベント=Exhibition/Event)誘致等に対する支援
- ・各地域の文化財等の情報発信、日本遺産の認定および情報発信の強化への支援
- (ロ) モーニングタイム・ナイトタイムといった多様な時間帯に楽しめる観光の推進
 - ・観光客に提供する観光資源の掘り起こしとコンテンツ整備に対する支援
 - ・鉄道・バス等の夜間交通および安心・安全確保等のための官民一体となった協力体制の構築
- ③ 地方創生を実現する競争力のある産業とするための観光関連産業の生産性向上
 - (イ) 女性・高齢者・外国人など多様な人材の活躍促進による人手不足・人材不足への対応
 - (ロ) IT・IoTの活用による共同調達・予約システム等の業務効率化や労働の自動化・省力化 に向けた産業ロボット等の開発促進に対する支援
 - (ハ) DMO (Destination Management Organization)等による国内連携の推進、海外との交流・連携の深化に向けた訪日ビザ発給要件の更なる緩和、若年層に対するパスポート取得費用の軽減措置等の創設
- ④ 安全・快適な観光の実現
 - (イ) インバウンドをはじめとする旅行者の危機管理対応の確立に向けた指導および支援
 - (ロ) 民泊制度の適正な運用に向けた取組強化等による地域住民の安心・安全の確保
 - (ハ) Wi-Fi、トイレの洋式化、多言語対応、キャッシュレス対応など受入れ環境の整備を通じたインバウンドの滞在利便性の拡充への支援
 - (二) 2020 年4月の免税手続きの電子化に向けた事業者への周知および関連機器・ソフト導入 に対する補助等を通じた事業者支援
 - (ホ) 観光客が歓迎されていると感じる"もてなしのまちづくり"の推進 ・企業のサービス品質を見える化する「おもてなし規格認証制度」の活用・普及拡大に向 けた支援
- ⑤ 官民の連携・協働の強化、情報発信体制の構築や観光統計の整備
 - (イ) 観光振興推進のために必要な財源の確保。特に観光客を各地域に分散させる施策への 国際観光旅客税の活用
 - (ロ) 在住外国人を活用した地域情報発信体制構築に対する支援
 - (ハ) 市町村単位で観光客数・消費額・消費項目等の実態を明らかにする地域観光統計の整備・拡充【再掲】
- ⑥ 技術力・品質への評価が高い「Made in Japan」製品・商品の販売促進
 - (イ) インバウンド客が日本で触れ、帰国後、継続的に購入してもらうための仕組み構築
 - (ロ) クールジャパンの普及・推進に資する越境EC(国際電子商取引)活用への支援強化
- (7) 日本産品の輸出促進に向けた国産品のブランド化や農商工連携の更なる推進
 - (イ) 地域産品のブランド化と輸出事業者へのサポート強化
 - ・「IAPANブランド育成支援事業」の拡充
 - ・「日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)」活動の充実
 - (ロ) 消費者ニーズを踏まえた商品開発を促す農商工連携の更なる推進
 - ・「農工連携」による、農林水産業者の作業効率・生産性向上に資する省力化・IT化の取組みへの支援(「農商工等連携事業計画」の認定事業者が取組む「農工連携」への重

点支援)

- ・農林水産業者と商工業者との連携・マッチング促進等に取組む支援機関等の活動に対する支援の拡充
- ・農商工連携・六次産業化の取組みの核となる人材の育成(食の六次産業化プロデューサー等)とネットワーク化への支援
- ・農林水産業と商工業の連携を通じた地方創生推進に関する協定に基づく事業への支援
- ⑧ 食料品輸出時の国際基準を満たす食品加工工場の普及に向けた施設・設備の整備や、責任者等の養成に対する支援
 - (イ) HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point)など国際規格対応等のため事業者が施設や設備を整備・高度化する際の支援の拡充
 - (ロ) 食品製造事業者等のHACCP導入に向けた人材育成や知識習得のための研修開催に対する支援の拡充
- ⑨ 日本産食品に対する輸入規制措置の早期撤廃に向けた取組強化
 - (イ) 放射性物質や空間放射線量に関し、正確な理解が進むよう国内外への的確な情報発信、 中国ほか各国・地域における輸入規制の早期撤廃に向けた取組強化
 - (ロ) 汚染水の海洋流出を防ぐための、国主導による汚水処理施設等の整備・管理

(2) スポーツ振興等による地方への交流人口の増加

- ① 2019 年ラグビーワールドカップ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京 2020 大会」という。)等の国際イベントを活用した誘客の取組促進
 - (イ) 東京 2020 大会開催後を見据えた官民一体となったインバウンドの受入体制の整備、訪日 プロモーションへの支援
 - (ロ) 選手・スタッフ・メディア・観戦者等の長期滞在に繋げるためのモデル広域周遊ルートの設 定支援
 - (ハ) 東京 2020 大会の機運醸成に資する、各地域で開催される文化プログラムの推進
- ② スポーツ大会等の開催やプロスポーツ等を通じた地域の交流人口拡大とまちづくり促進、スポーツ合宿の誘致や受入施設・設備への充実支援
- ③ 2025年万博の大阪・関西への誘致実現・開催に向けた国を挙げた取組みの加速化

[要望項目] (4項目)

1. 地域経済の基盤であるまちづくり・社会資本整備の推進

(主な要望先:内閣府、国土交通省、観光庁、経済産業省、 法務省、総務省、農林水産省、財務省)

(1) 民間の創意に基づくコンパクトシティ形成の推進

① 空き地・空き店舗等の利活用促進に向けた助成と制度見直し (イ) 老朽店舗の解体・修復や更地化を希望する所有者への解体費用等の助成制度の拡充

- (ロ) 商店街活性化促進事業の円滑な推進
 - ・まちづくりの関連施策のガイドラインの周知など、空き店舗の所有者等に利活用を促すための計画策定、指導・助言・勧告等の手続きに関する地方公共団体等への支援
 - ・居住実態が無い建築物を固定資産税の住宅用地特例の対象外とすることの適切な実施に向けた地方公共団体等への指導(通知内容の運用徹底)
- (ハ) 民間専門人材の活用等による地籍調査の推進
- (ニ) 登記制度の活用促進による土地・建物の所有者情報の明確化等
 - ・一定期間内に相続登記を行った者に対する相続税の一部控除や登録免許税・手続き 費用の軽減措置、もしくは一定期間内に相続登記完了を義務づける制度の創設
 - ・住民基本台帳法施行令に基づく被相続人の住所証明書類(住民票、戸籍の附票等)保存期間(現行5年間)について、閉鎖戸籍類の保存期間と同等の150年間への延長
 - ・相続財産管理人制度や不在者財産管理人制度を活用する際の予納金への公的負担 制度の創設
- (ホ) 土地収用法の適用対象における、中心市街地活性化法や都市再生特別措置法に基づく 事業(民間事業者が実施する事業を含む)への適用拡大
 - (へ) 空き地・空き店舗を活用した交流施設の整備やリノベーション事業等を支援する「民間まちづくり活動促進事業」の拡充、古民家等の小規模な建築物を商業施設など他用途に円滑に転用等するための建築規制の合理化
- (ト) ガイドラインの策定など、地域再生エリアマネジメント負担金制度を計画・実施する地方公 共団体等に対する支援
- ② 中小都市等におけるコンパクトシティ形成への取組みに対する支援の拡大
 - (イ)都市再生特別措置法に基づく立地適正計画の策定や事業の検討・実施等に商工会議所等が積極的に関与できる仕組みの構築(集約都市形成支援事業の拡充等)、中心市街地活性化法制度の活用メリットの適切かつ分かりやすいPRの工夫、立地適正化計画制度など他の支援制度を併用した効果的な取組事例等の普及拡大
 - (ロ) 中心市街地活性化法に基づく「特定民間中心市街地経済活力向上事業」の認定要件緩和
 - (ハ) 中心市街地活性化基本計画に基づく複合集客施設等の整備や空き店舗への出店促進等を支援する「地域・まちなか商業活性化支援事業」の拡充
- ③ 関連施策との連携による「コンパクト+ネットワーク」の更なる深化
 - (イ) 各地域による都市機能の連携・分担を支援する「連携中枢都市圏制度」の活用促進
 - (ロ) 公共施設等総合管理計画や立地適正化計画等に基づく公共施設の複合化・集約化、その後の利活用の促進
 - (ハ)都市再生特別措置法において、農業振興地域(郊外農地等)も包括的に整備の対象とすることができる制度の創設
 - (二) 登録免許税等の軽減や予算の重点配分など、低未利用土地権利設定等促進計画を策定・実施する地方公共団体等に対する支援の拡充
- ④ まちづくり会社等の事業推進主体への支援の拡充
 - (イ) 不動産管理や建築、法務、金融、商業経営、エリアマネジメントなど多様な分野の専門的な知見を有するOB人材等を組織化した人材データベースと派遣制度の構築
 - (ロ) 事業推進組織であるまちづくり会社の活動基盤の強化
 - ・まちづくり会社の活動基盤強化に資する「民間まちづくり活動促進・普及啓発事業」「地域・まちなか商業活性化支援事業」等の拡充

- (ハ) 商店街振興組合の基盤強化を支援するための環境整備事業予算の拡充
- ⑤ 官民連携(PPP/PFI等)によるまちづくりへの支援の拡充
 - (イ) 「先導的官民連携支援事業」の拡充
 - (ロ)「集約都市形成支援事業」における公有不動産(PRE)活用計画策定支援の拡充
 - (ハ) 上記①~④のまちづくり関連施策に関し、地域の中小・中堅企業をはじめとする民間の参画を促す環境整備

(2) ストック効果を重視した社会資本整備の加速、地域公共交通の維持・再生

- ① 高規格幹線道路のミッシングリンク解消や整備新幹線の早期整備・基本計画路線の整備路線化に向けた調査等の推進、リニア中央新幹線等の早期完成、客船用港湾の整備促進など、ストック効果が大きい社会資本整備の加速
- ② 地域鉄道や路線バス、コミュニティバス等の利便性向上に資する「地域公共交通活性化・再生法」等に基づく支援の着実な実施
- ③ 大規模災害時に、安全・安心の確保を担う代替性を備えた道路網や鉄道網等の早期かつ着 実な整備
- ④ 官民連携(PPP/PFI等)の積極推進
 - (イ) 官民連携事業に、地域の中小企業・中堅企業が参画できる環境の整備
 - (ロ) 官民連携に関する協議等のワンストップ窓口の充実、入札・契約手続きの簡素化
- ⑤ 地域経済の防災・復興支援拠点機能を担う商工会議所会館など地域中核施設の整備に対 する支援

2. 地域資源等を活用した事業の創出・育成への支援

(主な要望先:経済産業省、農林水産省)

- ① 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓・地域ブランド化までの一貫した支援の継続
 - (イ) 地域力活用新事業∞全国展開プロジェクト(小規模事業者地域力活用新事業全国展開 支援事業)【再掲】
 - (ロ) ふるさと名物応援事業(JAPANブランド育成支援事業、ふるさと名物支援事業等)
 - (ハ) 広域型販路開拓環境整備事業
- ② 地域ブランドの構築・確立・浸透に向けた支援の継続
 - (イ)「地域団体商標制度」の活用促進(特許料減免と同様の制度導入、同減免制度への商工会議所の対象化)
 - (ロ)「地理的表示保護制度」の拡充(農産品の範囲拡大、伝統的工芸品および地域の工業製品への対象拡大)
- ③ 林業・水産業振興への支援
 - (イ) 商工会議所会館等の地域中核施設の木造・木質化に対する支援拡充
 - (ロ) CLT (直交集成板)活用に対する公的助成制度の強化・拡充
 - (ハ) 東京 2020 大会等の競技場・選手村の木造・木質化の推進
 - (ニ) 高性能林業機械の導入促進

- (ホ) 漁港施設の整備・高度化(HACCP対応、省エネ・省人化等)に対する支援
- ④ わが国周辺海域における天然ガス資源開発を通じて、地域に裾野の広い関連産業の活性化を促すため、ガス層の存在を確認する国主導の「試掘」(基礎試錐)と、そのガス量を推定する民主導の「探堀」との間の段階に、新たに両者をシームレスに繋ぐ掘削制度(「補助試錐(補助事業)」)を創設して有望海域での試掘機会の増加を図り、民主導の掘削を円滑に推進できるよう後押しされたい

3. 地方創生の深化に向けた取組強化

(主な要望先:内閣官房)

- ① 各自治体での地方版総合戦略の推進体制の有無やKPIの進捗状況を検証し、成果や問題点の見える化と、経済・社会環境等の変化に合わせて地方版総合戦略を改訂するよう働きかけ
- ② 地域によって総合戦略への取組み度合やPDCAのサイクルを回すことに濃淡がみられるため、政府は『地方創生白書』(仮称)を策定して好事例を見える化し積極的な横展開で地方創生機運を再喚起
- ③ 地方衰退の主因である人口減少に歯止めをかけるため、希望出生率 1.8 の実現に向けた少子化対策の加速化
- ④ 地域に企業を残して仕事と雇用を確保する観点から、シームレスな事業承継の支援、幅広い分野での創業を強力に後押し
- ⑤ 国家戦略特区にかかる議論の再活性化を図るとともに、国家戦略特区等の規制改革メニューについては、実証実験でその効果が明らかになった場合は、速やかに全国展開されたい【再掲】
- ⑥ 地方創生版三本の矢として、「情報支援」(現在民間に非公開のRESAS企業情報の自由な 閲覧)、「人的支援」(希望する小都市のすべてに国家公務員を派遣)、「財政支援」(利用が 少ない企業版ふるさと納税制度の対象となるプロジェクトの税務署等によるPR)の強化

4. 地域の中小企業に対する健康経営の取組支援

(主な要望先:厚生労働省、経済産業省)

① 中小企業に対する健康経営の普及・啓発を行う専門人材(健康経営アドバイザー)の育成にかかる費用に対する助成措置の創設

Ⅲ. 消費税率 10%引上げと軽減税率導入に向けた対応

(主な要望先:財務省、経済産業省、公正取引委員会、内閣府等)

(1) 将来への安心を支える税制と社会保障制度の一体的な改革の断行

商工会議所は、かねてから持続可能な社会保障制度の確立や少子化対策の充実・強化のため、社会保障給付の重点化・効率化を図るとともに、将来世代に負担を先送りせず、社会全体で公平に負担する観点から、消費税率を10%へ引上げが必要であると主張してきた。

2019年10月の税率引上げが確実に実施できるよう、<u>経済環境の整備</u>を進めるとともに、<u>社会保障給付の一層の重点化・効率化を徹底</u>し、<u>社会保障財源としての消費税率引上げに対する国民の理解を深める必要</u>がある。

(2) 消費税率引上げに向けた経済環境の整備および円滑な価格転嫁の実現

税率引上げに向けた経済環境を整備するため、<u>需要変動の影響を大きく受ける耐久消費財の需要喚起策を講じる</u>とともに、<u>地方・小都市の活性化や中小企業の経営力強化等の充実・強化が必要</u>である。そのためにも、商工会議所等が実施している「<u>消費税軽減税率対策窓口相談</u>等事業」について拡充されたい。

需要変動の平準化対策を講じるにあたっては、中小企業の円滑な価格転嫁の実現が大前提である。依然として厳しい価格競争が続く中、価格決定力に劣る中小企業は価格改定について消費者や取引先から理解を得られにくく、規模が小さな企業であるほど価格転嫁が困難であるのが実態である。商工会議所は、かねてから「消費税は価格に転嫁されること」を消費者や事業者に徹底的に広報すべきと主張してきており、今回の10%への税率引上げ時においても、国は、引き続き、強力な広報を展開するとともに、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、実効性の高い転嫁対策を強力に推進するべきである。「消費税還元セールの解禁」等、転嫁対策を後退させる消費税転嫁対策特別措置法の改正は不要である。

(3)消費税の軽減税率導入に向けた課題

消費税の軽減税率については、経理事務負担の増加や対象品目の線引きの複雑さなどから、 事業者からは未だに「導入反対」の声が根強く上がっている。一方、2019年10月の同制度導入 まで残り1年3ヵ月弱と迫る中、軽減税率制度に対する事業者の準備はほとんど進んでいないの が実態である。混乱なく軽減税率を導入するため、官民一丸となった対応が必要である。

2023 年 10 月から導入予定の適格請求書等保存方式(インボイス制度)は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず全ての事業者に対して経理・納税方法の変更を強いるとともに、500 万者を超える免税事業者が取引から排除される恐れがあるなど、影響は極めて広範囲にわたる。既にインボイス制度を採用しているEUでは、インボイスに対応するためのコンプライアンスコスト負担の重さが指摘されている。一方、わが国では帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算を一体的に行える仕組みが既に定着していることを踏まえ、インボイス制度の導入については軽減税率制度の導入後十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討する必要がある。

(4) 軽減税率導入に伴う価格表示に関する消費者への啓発強化

商工会議所は、かねてから「総額表示」は消費者に値上げした印象を強く与え、消費税の転嫁が困難になるケースがあることから、時限的に認められている「<u>外税表示」の選択を可能とする措置(転嫁対策特別措置法第 10 条「総額表示義務に関する消費税法の特例」)の恒久化を強く求めているところである。</u>

また、価格表示については、わが国で初めて導入される軽減税率への対応が必要になる。軽減税率導入によって、価格が「一物二価」となる商品を扱う事業者は、今後、消費者に対する価格表示の分かりやすさや売上げへの影響、同業他社の動向等を勘案しながら、軽減税率に対応した表示方法を検討することになる。

国が軽減税率実施に伴う価格表示の考え方を示す際は、事業者が自社にあった価格表示を 選択できるよう、総額表示に偏ることなく、外税表示も含めた具体例を示すべきである。また、事 業者に過度な説明責任を負わせるのではなく、国としても軽減税率の適用の考え方など消費者 に対する啓発活動を実施すべきである。

(5)消費税率引上げ・軽減税率対策として実施すべき主な措置

- ① 域外需要の獲得に資する施策の強化
 - (イ) インバウンド需要を取り込むキャッシュレス決済システムの導入支援(インターフェースの標準化、機器導入に向けた支援の強化、決済利用料の負担軽減、売掛金の入金までのタイムラグの短期化等)【再掲】
 - (ロ) 免税店拡大および免税手続き電子化を見据えた支援
 - (ハ) 訪日観光客が帰国後、日本製品の購入に繋がるような越境ECの活用支援【再掲】
 - (ニ)インバウンドの地方分散に向けた、地域資源・文化資源の情報発信に対する支援(聖地 巡礼、クールジャパン、文化財、お祭り等)【再掲】
 - (ホ) 官民連携による交流人口増加支援(地域旅行券、高速道路通行料の大幅割引(地域限定乗り放題(定額化))、鉄道周遊券等)
 - (へ)地域団体商標(ブランド)認定製品、指定伝統工芸品の事業者・産地等、地域発の商品・サービスに対する販売力強化支援(大都市における大型物産展の開催等)
 - (ト) 福島県産品の国内外における需要拡大に向けた支援
- ② 中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組みへの支援強化
 - (イ) 中小企業・小規模事業者のIT化・サイバーセキュリティ対応支援(「IT導入補助金」の補助対象の拡大(ハード購入の対象化など))【再掲】
 - (ロ) 合同企業説明会の参加費など人材採用にかかる経費や、採用に伴う人件費増に対する 助成制度・税制の創設・拡充
 - (ハ) 業務改善を通じて賃上げに取組む企業への支援強化(「業務改善助成金(最低賃金引上 げ)」「時間外労働等改善助成金」等の拡充)
 - (ニ)「働き方改革推進支援センター」における相談体制の強化
- ③ 消費税率引上げ後に景気が後退した場合における中小企業・小規模事業者向け金融支援 の機動的対応
- ④ 軽減税率導入に伴う消費者への啓発の徹底(テイクアウト・イートイン等軽減税率の適用を巡る消費者からのクレーム防止に資する広報活動の実施)

- ⑤ 「消費税軽減税率対策補助金(レジ補助金)」の運用改善
 - (イ) POSレジの購入から商品マスターの設定等、導入段階に応じた補助枠の設定
 - (ロ)補助対象の拡大(POP作成機、釣銭機、券売機等、税率引上げに伴う業務効率化にも資する設備や会計ソフト費、導入支援等のコンサル費用の対象化)
 - (ハ)補助上限額の引上げ
- ⑥ 中小企業の軽減税率導入・価格転嫁対応力強化(価格の設定を含む販売戦略等)に向けた 商工会議所等の相談窓口予算の充実【再掲】
- ⑦ 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の機運醸成に資する特別セール等の消費 喚起策の促進と実施に向けた環境整備(アンブッシュマーケティング対応等)
- ⑧ 社会的課題解決を通じた地域需要の喚起
 - (イ) 中古住宅のリノベーション支援(耐震、ユニバーサルデザイン対応等)
 - (ロ) オフィス、工場、住宅等の新設もしくは設備更新時における、省エネにつながる設備の導入支援
 - (ハ) 国産材・CLT(Cross Laminated Timber)を活用した住宅・施設建設に対するインセンティブ措置の充実
 - (ニ) マイナンバーカードを活用した自治体ポイント等による地域消費の喚起
- ⑨ 事業主拠出金(子ども・子育て拠出金)率引上げの据え置き(2018 年4月に 0.23%→0.29% へ引上げ、上限は 0.45%。 政令で毎年段階的に引上げられる予定)

IV. 東日本大震災からの本格復興と福島再生への支援継続、熊本地震等からの復旧・復興

(主な要望先:内閣府、復興庁、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省、財務省、環境省)

1. 東日本大震災の本格復興と福島の復旧・復興の加速化

(1)世界にアピールする東京 2020 大会に向けた復興への取組強化

- ① 東京 2020 大会開催を目標時期とする各種インフラ整備の完了
 - (イ) 復興・復興支援道路の整備、常磐自動車道の早期4車線化
 - (ロ) JR常磐線・山田線等の早期全面開通
 - (ハ) 港湾の機能拡充・整備の促進
 - (ニ) 東北各地の空港の路線拡大ならびに福島空港の国際線(ソウル線、上海線)の早期再開 の実現
- ② 震災復興をアピールする場としての東京 2020 大会の積極的な活用
 - (イ) 東京 2020 大会の開会式等における東北絆まつりパレードの披露の実現
 - (ロ) 聖火リレーについては、最大の被災都市である宮城県石巻市をスタート地とするとともに、 福島県の浜通りを縦断するルートでの実施
 - (ハ)選手村やレセプション等における福島県内産品の積極的な活用ならびに被災地域自治 体におけるホストタウン交流の促進
 - (ニ) 東京 2020 大会を契機とする、スポーツ・健康増進に関するイベントやPRによるスポーツ人口拡大を通じたまちづくりの促進
- ③ 観光振興など交流人口等の拡大に向けた支援
 - (イ) 外国人旅行者の誘客や訪日プロモーション等を支援する「東北観光復興対策交付金」 「東北観光復興プロモーション」「福島県における観光関連復興支援事業」の継続および 十分な予算の確保
 - (ロ) インバウンド拡大に繋がるMICE推進のための受入体制整備に対する支援の強化
 - (ハ) 防災・震災学習プログラム、伝統産業体験ツアー等を通じた教育旅行の誘致

(2)産業復興・なりわいの再生

- ① 被災事業者の販路回復・開拓に向けた支援の継続・強化
 - (イ) 水産庁の支援による東北復興水産加工品展示商談会や、東北経済産業局を中心とした 三陸水産加工品の統一ブランド構築の取組みに対する継続的な支援
 - (ロ) 各地商工会議所等が取組む商品開発支援、販路開拓のために必要な専門人材(商社・ 百貨店等のバイヤー経験者等)の確保に対する助成
 - (ハ)被災地における地域消費喚起事業(プレミアム付商品券事業)の実施に向けた予算の確保
 - (ニ) 農水産品に対する輸入規制の早期撤廃に向け諸外国・地域への強力な働きかけ
- ② 産業復興の加速に向けた人手不足対策
 - (イ)「事業復興型雇用創出事業」については、制度発足時に比べ人手不足が深刻化していることから、被災3県以外からの求職者の雇入れや、助成金の既受給事業者も助成対象に加えるなど、制度見直しの実施

- (ロ) 東北へのUIJターンならびに新卒者の地元就職の推進に対する支援
- (ハ) クラウド会計、POSレジ、アウトソーシング・システムの導入・活用ならびに中小企業・小規模事業者へ直接指導できるIoT・FinTech の専門家派遣に対する支援の拡充【再掲】
- ③ 産業復興の段階に即した支援制度の見直しと資金繰り支援の強化
 - (イ) 再建途上にあり、二重債務を抱える被災事業者の借入金の返済負担軽減に繋がる対策 の強化
 - (ロ) 水産施設における生産・衛生機能の高度化など、資金返済が厳しくなっている高度化資金の据置期間の延長
 - (ハ) 移転を余儀なくされた事業者が事業を再開するために必要な費用について、移転補償費では賄えない分を補填する補助制度の創設
 - (ニ)グループ補助金について、計画変更や施設・設備の転用等の処分に対する柔軟かつ弾力的な運用

(3) 国の主導による福島の復興の早期かつ着実な推進

- ① 除染・汚染水処理・廃炉対策と風評・風化対策
 - (イ) 合理的な目標・計画に基づく除染を完全に実施し、更には除染後においても放射線量が 高い場所での追加除染の迅速かつ確実な実施
 - (ロ) 国の責任のもとにおいて、汚染水処理の早急かつ確実な実施
 - (ハ) 地域の合意を前提とした中間貯蔵施設の整備および汚染土壌等の安全かつ円滑な輸送体制の整備
 - (ニ) 国内外における放射線と食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進および福島県の状況ならびに同県産品に関する正しい情報発信の強化
 - (ホ) 福島県産食品に対する輸入規制の早期撤廃に向けた取組みの強化【再掲】
- ② 被害の実態を踏まえた原子力損害賠償の確実な実施
 - (イ) 同等の被害を受けている事業者間で賠償の対応に相違が生じることのないよう、相当因果関係の類型、判断根拠、東京電力の運用基準等に関する公表・周知、ならびに個別訪問を通じた被害事業者に対する丁寧な説明の実施
 - (ロ) 相当因果関係の立証手法の簡便化に向けた指導のより一層の強化
- ③ 地域全体の産業振興に向けた支援
 - (イ)「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の拡充ならびに補助期間の延長
 - (ロ)「ふくしま産業復興企業立地補助金」「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」の継続・拡充
 - (ハ) 浜通りの産業・雇用の再生を目指す「福島イノベーション・コースト構想」ならびに県内全域が水素社会のモデル拠点となることを目指す「福島新エネ社会構想」の着実な推進
 - (ニ)「福島相双復興官民合同チーム」による事業者への個別相談等の支援策の強化

2. 熊本地震や平成30年7月豪雨等の大規模災害からの復旧・復興

(1) 熊本地震からの復旧・復興

① 交通インフラの完全復旧

- (イ) 国道 57 号、国道 325 号等の幹線道路、阿蘇大橋をはじめとする橋梁、ならびに、JR豊肥本線および南阿蘇鉄道の早期全線開通
- ② 観光プロモーション(広域観光促進によるインバウンドの地方分散対策)
 - (イ) 交流人口拡大に向けたMICE誘致・受入れ体制への支援
 - (ロ) 熊本城をはじめとする観光資源の早期復旧
 - (ハ) 政府による国内外を問わない、観光誘客のための積極的な情報発信
- ③ 中小企業・小規模事業者の販路拡大・生産性向上等に資する支援の充実・強化
 - (イ)被災事業者に対する支援の継続・拡充(グループ補助金の継続等)
 - (ロ) 被災地域が実施する物産展・商談会など、全国各地で実施される応援物産展・商談会等 への財政的支援
 - (ハ) 復興への足かせとなる各産業における人材不足に対する雇用対策
 - (ニ) 二重ローン対策や無利子・低利融資等の新たな金融支援

(2) 平成30年7月豪雨等の大規模災害からの復旧・復興

- ① ライフラインの確保・安定化や生活基盤の再建に関する支援
- ② 鉄道や主要幹線道路(主要国道・府県道)等輸送インフラの早期復旧支援
- ③ 被災事業者の事業再開・雇用維持に向けた支援
- ④ 宿泊業等観光産業への復興支援

以上